

議案第72号

備前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

備前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

備前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年備前市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第33条中「第3章」を「前章」に、「法第46条第2項」を「同条第2項」に改める。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第6条第2項」の次に「(第33条において準用する場合を含む。)」を、「第6条第1項」の次に「(第33条において準用する場合を含む。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは、「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあつては、同日において当該事業を行っている事業所)であつて、同日において当該事業所における第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第72号参考資料

備前市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第3号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第33条 第3条、第2章及び前章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第2項)に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第3号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員_____でなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第33条 第3条、第2章及び第3章(第29条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項)に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(管理者に係る経過措置)</p>
<p>2 令和9年3月31日までの間は、第6条第2項(第33条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができる。</p>	<p>2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項(第33条において準用する場合を含む。)を第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができる。</p>
<p>3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは、「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所)については、同日において当該事業を行っている事業所)であって、同日において当該事業所における第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。)が主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項(第33条において準用する場合を含む。)に規定する」とあるのは、「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。</p>	<p>規定する管理者とすることができる。</p>